

補聴器購入費等助成制度 県・県内市町村の実施状況

(令和7年7月1日現在) ※網掛けは前年度からの変更部分

自治体名	要件		助成額	備考
	対象年齢	聴力		
山形県	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
山形市	65歳以上	・65歳以上 ・「山形市聴こえくつきり事業への協力（「アンケート調査」、「補聴器の継続装用」「定期受診やアフターケアの継続等のフォローアップ）」に同意 ・市内補聴器相談医（耳鼻科医）により補聴器の装用が必要と診断 ・住民税非課税 ・障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象外 ・市内認定補聴器専門店で補聴器を購入 ・これまで補助金交付を受けていない（補助は1人1回のみ） （以下の2点新規追加） ・これまで補聴器を購入したことのない方（初めて購入する方のみ対象） ・生活保護法による医療扶助において現物支給の対象とならない方	補聴器購入費の1/2（両耳で40,000円上限）	一部変更あり
米沢市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
鶴岡市	65歳以上	・65歳以上 ・住民税非課税 ・市が実施するアンケート等に継続して協力することに同意 ・障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象外 ・市が定める補聴器専門店で補聴器を購入 ・市内補聴器相談医または耳鼻咽喉科医師の診断により補聴器の装用が必要と認められた方 ・これまで補助金交付は受けていない	補聴器の本体価格の2分の1（両耳で40,000円上限）	令和7年1月より実施
酒田市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
新庄市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
寒河江市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
上山市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
村山市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
長井市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
天童市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
東根市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
尾花沢市	18歳以上	・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象外 ・医師の診断書	補聴器購入費の1/4（20,000円上限）	要件の「70dB未満」削除（令和5年4月より） そのほかは変更なし
南陽市	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
山辺町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
中山町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
河北町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
西川町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
朝日町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
大江町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
大石田町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
金山町	18歳以上	・30dB以上70dB未満 ・医師が一定の効果があると判断する者	補聴器購入費の1/2または助成限度額のいずれか少ない額（生活保護および住民税非課税世帯は40,000円上限、住民税課税世帯は20,000円上限）	令和6年6月より

補聴器購入費等助成制度 県・県内市町村の実施状況

(令和7年7月1日現在) ※網掛けは前年度からの変更部分

自治体名	要件		助成額	備考
	対象年齢	聴力		
最上町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
舟形町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
真室川町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
大蔵村	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
鮭川村	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
戸沢村	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
高畠町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	65歳以上	・65歳以上 ・市町村民税均等割が非課税 ・障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象外 ・「高畠町聞こえ快適支援事業」への協力（アンケート調査、補聴器の継続使用、アフターケアの継続等のフォローアップ）に同意 ・耳鼻咽喉科医師により補聴器の装用が必要と診断 ・認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入した者 ・これまで助成金交付を受けていない	補聴器購入費の1/2（両耳で40,000円、片耳で20,000円上限）	令和7年6月より実施
川西町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
小国町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
白鷹町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	65歳以上	①白鷹町内に住所を有する65歳以上の方 ②障害者総合支援制度に係る補装具費支給の対象とならない方 ③町または地域包括支援センターが実施するアンケートまたは調査等に継続して協力することに同意した方 ④これまで補助金の交付を受けたことがない方 ⑤補聴器を初めて購入する方（これまで補聴器を購入したことのある方のうち、補聴器相談医または、補聴器専門店等のいずれかを経ないで補聴器を購入した方を含む） ⑥補聴器相談医の診断により補聴器の使用が必要と認められた方 ⑦補聴器専門店等において補聴器を購入した方	以下の①または②のうちいずれか少ない方の額 ①自己負担額の2分の1に相当する額 ②住民税非課税者：両耳の場合40,000円、片耳の場合20,000円 住民税課税者：両耳の場合20,000円、片耳の場合10,000円	助成要件等一部変更あり（令和7年4月より）
飯豊町	18歳未満	30dB以上70dB未満	・補聴器購入費または基準額の2/3(県1/3、町1/3)	前年と変更なし
三川町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
庄内町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし
	65歳以上	・障害者総合支援法の補聴器購入費助成対象外 ・町民税所得割がない	・補聴器購入費の1/2（20,000円上限） ・5年経過後は、再申請可能	
遊佐町	18歳未満	30dB以上70dB未満	補聴器購入費の2/3	前年と変更なし

山形県保険医協会調べ

2025	18歳未満	35市町村中 助成あり：35（100%）
	18歳以上または65歳以上	35市町村中 助成あり： 令和6年・5（14%）→令和7年・7（20%） 山形市、鶴岡市、尾花沢市、金山町、高畠町、白鷹町、庄内町 ※下線は令和7年から助成実施の自治体